

◆ 2割特例～インボイス制度(連載②)～

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方は、納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置が講じられます。2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する各課税期間です。

【計算イメージ】

《新しい計算方式》

【2割特例】

売上げに係る消費税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

- ・仕入税額の実額計算不要
- ・業種に関わらず売上税額の一律2割を納付
- ・事前の届出が不要

選択
可能

《通常の計算方式》

【一般課税】

売上げに係る消費税額から

仕入れに係る消費税額

を差し引いて納付税額を計算

- ・仕入や経費の額について、実額で計算が必要

【簡易課税】

売上げに係る消費税額から

売上税額にみなし

仕入率を掛けた金額

を差し引いて納付税額を計算

- ・仕入税額の実額計算不要
- ・業種に応じたみなし仕入率を使用
- ・事前の届出が必要

◆ 将来の備え & 節税に～小規模企業共済制度～

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。節税しながら積み立てる退職金制度です。主なメリットは以下の通りです。

1. 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由に選べます。掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

※課税所得金額が400万円の場合、掛金月額3万円です約10万円の節税(所得税+住民税)になります。

2. 受取時も税制メリット

共済金は、廃業や退職時の他、老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金納付)もあります。

一括受取り→退職所得扱い 分割受け取り→公的年金等の雑所得扱い

◆ 進学するお子様がいらっしゃる方へ～国の教育ローン特別相談会～

平日はお仕事等で申込や相談が困難な方を対象に「教育ローン特別相談会」を開催します。

【日時】令和6年1月21日(日)10:00～15:00

【場所】鳥栖商工会議所(鳥栖市役所南)

【内容】高校、短大、大学、各種学校等への入学時・在学中にかかる費用(受験費用、入学金、授業料、教科書代、住居費用等)を対象とした公的な融資制度です。

【融資額】お子様1人あたり上限350万円(大学院等の場合上限450万円)

【返済期間】最長18年

【利率】年2.25%(固定金利、保証料別) 令和5年10月1日現在